

日南市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱

令和7年1月1日

日南市告示第135号

(趣旨)

第1条 この要綱は、すべてのこども若者が自分らしく輝き、誰もが幸せを得られるまちづくりを推進するため、こどもの貧困対策及び居場所づくりに取り組む団体の活動に要する経費の一部を助成し、当該団体の活動の充実を図ることを目的として交付する日南市こどもの居場所づくり補助金（以下「補助金」という。）について、日南市補助金交付規則（平成21年日南市規則第51号）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者（以下、「対象事業者」という。）は、社会福祉法人、NPO法人、自治会、ボランティア団体、その他の営利を目的としない団体であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 日南市に在住する者が主体となり、日南市内に活動拠点を有し、主たる活動の場が日南市内である団体であること。
- (2) 3名以上で構成されている団体であること。
- (3) 規約・会則等があり、自主的に継続した活動を行うことができる団体であること。
- (4) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗に反する活動をする団体でないこと。
- (5) 法令等に違反する活動をしていないこと。
- (6) 宗教的活動又は政治的活動を目的とした団体でないこと。
- (7) 日南市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。

(対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下、「対象事業」という。）は、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第2条に定める基本理念の下に、対象事業者が複数年にわたり継続して主催するもの（予定を含む。）で、18歳未満のこども及びその保護者等を主な対象者とし、次の各号のいずれかに該当する事業とする。ただし、金銭を直接給付又は貸与する事業は除くものとし、利用料金は、無料又は材料費等の実費相当額とする。

- (1) 子どもの衣食住など生活を支援する事業
- (2) 子どもの学習や体験活動を支援する事業
- (3) 子どもの居場所を提供する事業
- (4) 子どもや保護者等の社会的孤立を防ぐ事業
- (5) その他、経済的貧困及びつながりの貧困の解消に資する事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下、「対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、寄附金その他の収入がある場合は、補助金の額は、対象経費の額から当該収入を減じて得た額とする。1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする対象事業者は、日南市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 日南市子どもの居場所づくり支援事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 日南市子どもの居場所づくり支援事業補助金収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 団体概要書（別記様式第4号）
- (4) 日南市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）に基づく誓約書兼同意書（別記様式第5号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 対象事業者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額（以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金交付の適否について、日南市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第6号）または日南市子どもの居場所づくり支援事業補助金不採択通知書（別記様式第7号）により対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、必要に応じ、対象事業者に対して、当該申請に係る内容等について説明を求めることができる。

(事業計画の変更)

第7条 補助金の交付決定を受けた対象事業者は、第6条第1項の通知を受領した後に当該事業計画を変更しようとする場合は、日南市こどもの居場所づくり支援事業計画変更承認申請書（別記様式第8号）に次の各号の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 日南市こどもの居場所づくり支援事業変更計画書（別記様式第2号）
- (2) 日南市こどもの居場所づくり支援事業補助金変更収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 団体概要書（別記様式第4号）

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適當と認めるものについて事業計画の変更を承認し、日南市こどもの居場所づくり支援事業計画変更承認書（別記様式第9号）により対象事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、第6条の規定により交付決定をした当該交付決定額の全部を、対象事業者の補助金請求書（別記様式第10号）の請求により概算払にて交付し、事業完了後に第10条に規定する実績報告を受けた後に精算するものとする。

2 市長は、前条の規定により事業計画の変更を承認した場合において、交付決定額が増額となったときは、その差額を追加交付する。

(事業の中止及び廃止)

第9条 対象事業者は、対象事業を中止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ日南市こどもの居場所づくり支援事業補助金中止・廃止届出書（別記様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助金の交付を受けた対象事業者は、日南市こどもの居場所づくり支援事業実績報告書（別記様式第12号）に次の各号の書類を添えて、事業期間の終了日から30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日までに市長に提出するものとする。

- (1) 日南市こどもの居場所づくり支援事業実施報告書（別記様式第13号）
- (2) 日南市こどもの居場所づくり支援事業補助金収支決算書（別記様式第14号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした対象事業者は、前項の規定により実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、当該実績報告の内容を審査し、適正と認めたときは、日南市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付確定通知書（別記様式第15号）により交付確定額を対象事業者に通知するものとする。

(補助金の流用禁止及び返還)

第12条 補助金の交付を受けた対象事業者は、補助金を申請した目的以外に使用することはできない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 申請した事業を行わなかったとき
- (2) 実施事業が申請内容と著しく異なるとき
- (3) その他市長が補助金の返還が必要と判断したとき

(財産処分の制限)

第13条 対象事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は処分をしてはならない。

(関係書類の保管)

第14条 対象事業者は、対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等について、当該対象事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(報告及び調査等)

第15条 市長は、対象事業に関し必要があると認めるときは、対象団体から報告若しくは資料の提出を求め、又は関係書類その他必要な事項を調査することができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	区分要件	補助対象経費	補助金の額
子どもの居場所づくり新規開設事業	対象事業を新たに開始する団体が、当該年度に初期投資を必要とする場合	修繕費(子どもの居場所新規開設に必要な設備の改修に係る費用に限る。)、備品購入費、消耗品費、負担金及び印刷製本費	補助対象経費の額とし、20万円を限度とする。
子どもの居場所づくり機能強化事業	対象事業の改善または充実を図るための経費を必要とする場合	修繕費(子どもの居場所機能強化に必要な設備の改修に係る費用に限る。)、備品購入費、消耗品費、負担金及び印刷製本費	補助対象経費の額とし、10万円を限度とする。
子どもの居場所づくり運営事業	対象事業を継続して実施するための経費を必要とする場合	報償費、交通費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、使用料・賃借料、食材費及び負担金	補助対象経費の額とし、月1回事業を実施する事業者にあっては、月1万円を、月2回以上事業を実施する事業者にあっては月2万円を限度とする。
		保険料	補助対象経費の額とし、3万円を限度とする。

- 1 補助対象事業に係る補助金の交付は、1対象事業者につき、1つの小学校区当たり、1箇所の子どもの居場所づくり等に係る事業に限るものとする。
- 2 子どもの居場所づくり等新規開設事業及び子どもの居場所づくり等強化事業にあっては、過去に同事業の補助金の交付を受けたものでないこととする。